

備前市住宅リフォーム助成の手引き

平成29年度版

平成29年6月

備前市 まち営業課

備前市住宅リフォーム助成地域振興券交付事業

備前市では、市民の住環境の向上と、地域経済の活性化を図るため、市内建築業者を活用して住宅のリフォームを行う方に、備前市住宅リフォーム助成地域振興券を交付します。

事業の概要

平成 29 年 6 月 1 日
より募集を開始します

①助成対象者

- 本市に住民登録し、助成対象住宅に居住している人
- 助成対象住宅のリフォーム完了後、その住宅に居住する人
- 市税を滞納していない人
- 暴力団員等でない人

②助成対象住宅

- 市内にある建築後 1 年以上経過した住宅
- 申請者が居住の用に供している住宅（住民登録している住宅）
- 移住目的者がリフォーム完了後に住民登録をする住宅
- 併用住宅の場合は居住部分と居住に関わる共用部分は対象
※店舗、事務所のみは不可



③助成対象リフォーム工事

- 住宅の修繕、補修、模様替え、一部改築、増築などの工事
- 市内の建築業者が施工するリフォーム工事
- 助成対象工事に要する経費が消費税を含み 50 万円以上の工事
- 交付申請前に着手していない工事
- 平成 30 年 2 月 10 日までに完了する工事
- 助成を受けようとする工事に対して、本市や国、県等の他の助成制度の対象とならない工事



④地域振興券の額

- 50 万円以上(税込)の助成対象工事に要する金額の 20%を助成（千円単位未満切捨て）
- 地域振興券の交付上限は 100 万円
- 地域振興券の計算例（右図参照）



工事金額（税込）	地域振興券の額
30 万円	0 円
50 万円	10 万円
100 万円	20 万円
500 万円	100 万円
1000 万円	100 万円

⑤地域振興券の交付

- ★交 付 額 地域振興券の確定通知額（1,000 円券単位）
- ★交 付 日 平成 30 年 3 月 1 日（木）から ※リフォーム完了日とは異なります
- ★有効期間 平成 30 年 3 月 1 日（木）～平成 30 年 8 月 31 日（金）
- ★使用できるお店 地域振興券といっしょに使用できるお店の一覧表をお渡しします
- ★その他 地域振興券使用の際、お釣りは出ませんのでご注意ください

⑥申請受付等（委任状があれば代理人の提出も可）

- ◆受付期間 平成 29 年 6 月 1 日（木） から 平成 29 年 12 月 15 日（金）まで
- ◆受付時間 午前 9 時 から 午後 5 時 まで
- ◆受付方法 持参にて先着順 ※郵送は受付できません
- ◆受付場所 備前市役所（本庁舎）2 階 まち営業課

【お問い合わせ先】備前市役所 まちづくり部まち営業課 まち商工係 電話：0869-64-2228

対象工事

助成対象リフォーム工事例

工事の内容	対象	備考
住宅の改修、一部増築	○	
屋根、外壁、柱、基礎、軒天の改修、塗装、コーキング	○	
床、内壁、天井材の張替	○	
間取り等の変更に伴う床・内壁・柱・天井等の改修	○	
ベランダ・縁側の改修	○	
台所、浴室、トイレ、洗面所の改修	○	
雨樋の取替	○	
ドア、ふすま、障子等、建具の取替	○	
畳の取替	○	
ガラス、網戸の交換工事	○	
サッシの設置、取替工事	○	
ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置工事	○	
換気扇、換気空清機、全熱交換機の設置	○	
スイッチ、コンセント、屋内配線等の電気工事	○	
オール電化住宅工事	○	
床暖房設備工事	○	
床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	○	
給排水衛生設備工事	○	本体工事に附随するものに限る
システムキッチンの設置	○	IHクッキングヒーター、オープン、食器洗浄機についてはキッチン組み込みのものに限り対象
カウンター、棚の設置	○	住宅本体に固定するものに限る
家具転倒防止工事	○	工事を伴うものに限る
造付け収納家具工事	○	大工工事を伴うものに限る
床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置	△	他の助成等を受けたものは対象外
ソーラーシステムの設置	△	他の助成等を受けたものは対象外
耐震改修工事	△	他の助成等を受けたものは対象外
合併浄化槽の設置	×	住戸内の給排水衛生設備工事は対象
エレベーターの設置	×	
電気製品（エアコン、テレビ、照明器具等）の購入	×	
住宅と別棟の車庫、物置の設置	×	
渡り廊下で住宅とつながる棟の増築	×	
門、塀ほかの外構工事	×	
ウッドデッキ、パーゴラの設置	×	
広告、看板の設置	×	
植樹、剪定等の植栽工事	×	
雨水浸透ますの設置工事	×	
雨水タンク設備の設置工事	×	
防犯ライト・カメラの設置工事	×	
カーテン、ブラインド等の取替えや新設工事	×	
電話、インターネット、テレビアンテナの設置・配線工事	×	
消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	×	
シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	×	
ハウスクリーニング、排水管清掃等	×	
公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	×	
太陽光発電装置の設置	△	個別審査により決定
この表に掲示のない工事	△	個別審査により決定

備前市住宅リフォーム助成地域振興券交付事業の流れ

申請手続き	注意事項
<p>【申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●申請期間：6月1日～12月15日 ●申請窓口：まち営業課（本庁舎2階） <p>《申請書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請書(様式第1号) ○見積書の写し ○助成対象住宅概要書（添付様式1-①）と住宅の全景写真（日付の入ったもの） ○対象工事施工箇所現況写真（添付様式1-②）（日付の入ったもの） ○施工業者遵守事項同意書（添付様式1-③） 	<p>【申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●申請書類は、郵送では受付いたしません。 ●本人が申請できない場合は、施工業者が窓口に来られても受け付けできませんが、申請者からの委任状が必要となります。委任状には印鑑登録した印鑑の押印が必要です。委任状は参考様式を活用ください。 <p>《申請書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○見積書は、工事内容がわかるようなものとしてください。（工事一式とはしないこと）
<p>【交付決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●提出された書類の審査等を経て、市から交付決定通知書を送付します。 	<p>【交付決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付決定通知書は、助成額の確定ではありません。最終的に確定通知書で、交付額が決まります。
<p>【リフォーム工事開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付決定後に、リフォームに着手してください。 ●リフォーム中の工事写真(日付の入ったもの)をとっておいてください。 	<p>【リフォーム工事開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付決定の確認を行ってから、リフォームに着手してください。それ以前に工事に着手している場合は、助成の対象と認められません。
<p>（リフォーム工事に変更が生じた場合） ～工事内容及び工事金額が変更の場合～</p> <ul style="list-style-type: none"> ●変更申請書を提出して下さい。 <p>《申請書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○変更・中止申請書（様式第3号） ○変更内容がわかる工事費の見積書の写し ○対象工事施工箇所現況写真【変更申請用】（添付様式3-①）（日付の入ったもの） <p>～リフォームを中止する場合～</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中止申請書を提出して下さい。 <p>《申請書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○変更・中止申請書（様式第3号） 	<p>（リフォーム工事に変更が生じた場合） ～工事内容及び工事金額が変更の場合～</p> <ul style="list-style-type: none"> ●工事金額が増額となり、助成対象経費が増額となった場合でも、当初の交付決定通知書の金額から変更はできません。 ●工事金額が減額となり、助成対象経費が減額となった場合は、その経費に対応する助成金額に減額変更となります。 <p>～リフォームを中止する場合～</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付決定通知が無効となります。再度の申請はできませんので熟考のうえ提出して下さい。
<p>【交付変更・中止通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●提出された書類の審査等を経て、市から交付変更・中止通知書を送付します。 	<p>【交付変更・中止通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付変更通知書は、助成額の確定ではありません。最終的に確定通知書で、交付額が決まります。

申請手続き	注意事項
<p>【リフォーム完了】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成30年2月10日までに、リフォームを完了してください。 ●リフォーム完了写真(日付の入ったもの)をとってください。 	<p>【リフォーム完了】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成30年2月10日までにリフォームが完了しない場合は、助成の対象とはなりませんので、よく施工業者と相談してください。
<p>【実績報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リフォーム工事が完了後14日以内に実績報告書を提出してください。 ※最終報告期限：平成30年2月23日 《実績報告書類》 ○実績報告書(様式第5号) ○リフォーム工事の請求明細書の写し ○工事代金を支払った領収書の写し ○対象工事施工写真(添付様式5-①)(日付の入ったもの) ○対象工事完了写真(添付様式5-②)(日付の入ったもの) 	<p>【実績報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実績報告は随時受け付けていますので、工事が完了した日から14日以内に提出して下さい。 ●書類は、郵送では受付いたしません。 ●本人が提出できない場合は、施工業者が窓口に来られても受け付けできませんが、申請者からの委任状が必要となります。 ●市外からの転入者、市内からの移住者の方は実績報告時にはリフォーム住宅に住民登録をしていることが条件となります。
<p>【確定通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●提出された書類の審査等を経て、市から確定通知書を送付します。 	<p>【確定通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●この確定通知にて助成の額が確定となります。
<p>【地域振興券の請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●請求受付：平成30年3月1日以降 ●請求窓口：まち営業課(本庁舎2階) ●地域振興券の交付については、申請者もしくは申請者と同世帯の方のみとなります。 《持参するもの》 ○請求書(様式第7号) ○(窓口に来られる方の)印鑑 ○(窓口に来られる方の)身分証明書 ○委任状…同世帯の方が来られる場合 ○申請者の印鑑証明書…同世帯の方が来られる場合 	<p>【地域振興券の請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2月下旬に請求書を郵送いたしますので、平成30年3月1日以降にまち営業課へ持参して下さい。請求書と引き換えに確定した額の地域振興券をお渡しします。 ●本人確認のため運転免許証など身分証明書を提示願います。 ●申請者でなく同世帯の方が来られる場合は、委任状と申請者が登録している印鑑証明書をご提示ください。 ●印鑑証明書は市民窓口課(本庁舎1階)にて交付を受けてください。証明手数料(300円)
<p>【地域振興券の使用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●使用期間 平成30年3月1日～平成30年8月31日 ●使用できるお店 地域振興券と一緒に一覧表をお渡しします。 	<p>【地域振興券の使用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付を受けた日から使用できます。 ●地域振興券は1,000円券です。お釣りは出ませんのでご注意ください。

申請手続き

① 交付申請【申請者→市】

申請期間
提出書類

- 6月1日～12月15日
- ①地域振興券交付申請書（様式第1号）
 - ②リフォーム工事見積書
 - ③助成対象住宅概要書（添付様式1-①）
 - ④助成対象工事施工箇所現況写真（添付様式1-②）
 - ⑤住宅リフォーム施工業者遵守事項同意書（添付様式1-③）
 - ⑥他の補助制度の交付決定通知書等（*他の補助制度を活用する場合）
 - ⑦委任状（参考様式）（*申請者本人が窓口に来られない場合）

注1)

郵送では受付できません。申請者本人又は委任された方が窓口へお越し下さい

② 交付決定通知送付【市→申請者】

③ リフォーム工事開始

注3)

施工中の写真（日付入り）と、完了時の写真（日付入り）をとっておいて下さい。

注4)

リフォームは2月10日までに完了して下さい。

リフォームに変更が生じた場合

変更申請【申請者→市】

交付変更通知【市→申請者】

④ リフォーム工事完了

⑤ リフォーム代金支払い【申請者→施工業者】

注5) リフォーム工事完了後14日以内に実績報告書を提出して下さい。

⑥ 実績報告【申請者→市】

提出書類

- ①地域振興券交付事業実績報告書（様式第5号）
- ②リフォーム工事請求明細書
- ③領収書（リフォーム代金を支払った証書）
- ④助成対象工事施工写真（添付様式5-①）
- ⑤助成対象工事完了写真（添付様式5-②）
- ⑥委任状（参考様式）（*申請者本人が窓口に来られない場合）

⑦ 確定通知送付【市→申請者】

⑧ 地域振興券請求【申請者→市】

請求期間
提出書類

平成30年3月1日～平成30年3月30日

- ①地域振興券請求書（様式第7号）
- ②委任状（参考様式）（*申請者本人が窓口に来られない場合）
- ③申請者が登録している印鑑証明書（*申請者本人が窓口に来られない場合）
- ④窓口に来られる方の身分証明書（申請者本人でも、委任された代理人でも）
- ⑤窓口に来られる方の印鑑（申請者本人でも、委任された代理人でも）

注6) 請求は3月1日から

持参品

⑨ 地域振興券交付【市→申請者】

◆使用期限：平成30年8月31日まで ◆市内加盟店でご利用いただけます

対象経費の計算例

他の補助制度を活用する場合等の対象経費の捉え方と助成金額の具体例を紹介します。

- 【例1】 ①介護保険住宅改修補助及び高齢者住宅改造助成を活用するリフォームを実施
 ②上記補助の対象外工事があり、住宅リフォーム助成対象工事に該当
 ③住宅リフォーム助成対象経費が50万円以上

*見積書内訳

工種	金額(税抜)	リフォーム助成対象経費	他補助対象経費
外壁塗装	400,000	400,000	
屋根修理	500,000	500,000	
手すり取付	200,000		介護保険住宅改修 200,000
手すり取付	100,000		高齢者住宅改造 100,000
消費税	96,000	72,000	高齢者住宅改造 24,000
計	1,296,000	972,000	324,000

- ★市の交付補助金等 ◆介護保険住宅改修補助金 180,000 (200,000の9割)
 ◆高齢者住宅改造助成金 82,000 (124,000の2/3)
 ◆リフォーム助成地域振興券 194,000 (972,000の2割)

- 【例2】 ①介護保険住宅改修を活用するリフォームを実施
 ②上記補助の対象外工事があり、住宅リフォーム助成対象工事に該当
 ③住宅リフォーム助成対象経費が50万円未満

*見積書内訳

工種	金額(税抜)	リフォーム助成対象経費	他補助対象経費
台所改修	250,000	250,000	
扉の撤去	100,000	0	介護保険住宅改修 180,000
引き戸取替	80,000		
消費税	34,400	20,000	介護保険住宅改修 14,400
計	464,400	270,000	194,400

- ★市の交付補助金等 ◆介護保険住宅改修補助金 174,960 (189,000の9割)
 ◆リフォーム助成地域振興券 0 (リフォーム対象50万円未満)

- 【例3】 ①介護保険住宅改修補助及び高齢者住宅改造助成を活用するリフォームを実施
 ②介護保険住宅改修及び高齢者住宅改造助成の補助対象経費が上限額を上回る
 ③介護・高齢の対象工事と違う部分の施工箇所においてリフォームを行い、その工事費が50万円以上

*見積書内訳

工種	金額(税抜)	リフォーム助成対象経費	他補助対象経費
手すり取付	200,000	0	介護保険住宅改修 200,000
段差解消	300,000	0	高齢者住宅改造 400,000
引き戸取替(介護分)	100,000		
引き戸取替(リフォーム分)	80,000	80,000	
浴室改修	820,000	820,000	
消費税	120,000	120,000	
計	1,620,000	1,020,000	600,000

- ★市の交付補助金等 ◆介護保険住宅改修補助金 180,000 (200,000の9割)
 ◆高齢者住宅改造助成金 266,000 (助成対象限度額400,000の2/3)
 ◆リフォーム助成地域振興券 204,000 (1,020,000の2割)

- 【例4】 ①浄化槽設置整備事業補助金を活用し5人槽合併浄化槽を設置
 ②上記に伴う住戸内の給排水設備リフォームを実施
 ③住戸内給排水設備工事見積が50万円以上

*見積書内訳

工種	金額(税抜)	リフォーム助成対象経費	他補助金
5人槽合併浄化槽設置	920,000	助成対象外 ー	浄化槽設置整備 532,000
給排水設備工事(屋外)	400,000	助成対象外 ー	
給排水設備工事(住戸内)	600,000	600,000	
消費税	153,600	48,000	(定額給付消費税関係なし)
計	2,073,600	648,000	532,000

★市の交付補助金 ◆浄化槽設置整備事業補助金 532,000(5人槽)
 ◆リフォーム助成地域振興券 129,000(648,000の2割)

- 【例5】 ①店舗との併用住宅にてリフォームを実施
 ②店舗部分を改修し居住部分を拡張する工事
 ③店舗解体した部分の一部に車庫を新設
 ④居住部分・非居住部分の混載工事

*見積書内訳

工種	金額(税抜)	リフォーム助成対象経費	備考
解体工事(店舗部分)	600,000	助成対象外 ー	非住宅部分により対象外
解体工事(居住部分)	400,000	400,000	
玄関改修工事(共用部分)	300,000	300,000	共用部分により対象
天井改修工事(共用部分)	500,000	500,000	//
床改修工事(居住部分)	400,000	400,000	
車庫設置工事	800,000	助成対象外 ー	リフォーム対象外
消費税	240,000	128,000	対象経費にかかる消費税
計	3,240,000	1,728,000	

★市の交付補助金 ◆リフォーム助成地域振興券 345,000(1,728,000の2割)

～ 事業に関する疑問や質問を Q&A 方式にまとめました ～

《利用できる人について》

Q 1 : この制度を利用できる人の条件は何ですか？

A : 市内に居住し、住民登録をしている人で、市税を滞納しておらず、暴力団員でない人が対象となります。また、市外から定住を目的とした場合も対象となります。この場合は Q 2、Q 3 を参照してください。

Q 2 : 備前市へ移住を目的として空き家をリフォームする場合は対象となりますか？

A : 備前市に移住することを目的とした場合は、以下の手続きで対象となります。
住宅所有者の同意を得て、自らがリフォームを行うこと。リフォーム完了後(工事代金の支払いが完了後)、実績報告時にはリフォーム住宅に住民登録をしていることが条件となります。

Q 3 : 最近、備前市へ引っ越ししてきたのですが、市税の納期が到来していません。何か別の書類が必要ですか？

A : 必要ありません。

Q 4 : 市税とは何ですか？

A : 市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税をいいます。

Q 5 : 自分が住んでいる住宅は、老人施設にいる父親名義となっておりますが、対象となりますか？

A : 対象となります。

Q 6 : 共有名義の場合は、申請者はどうなりますか？

A : 共有名義の場合でも、その住宅に住んでいる方のどなたかが申請者となります。

Q 7 : 親名義の住宅に同居している子が申請者になることはできますか？

A : 申請者となることができます。ただし、この場合、親が別に申請することはできません。同一の住宅に対しての申請は 1 回限りとなります。

《申請について》

Q 8：申請受付期間はいつからいつまでですか？

A：申請の受付期間は、平成29年6月1日～12月15日までです。この申請に当たっては、平成30年2月10日までにリフォームが完了することが条件となります。

Q 9：受付の時間は何時から何時までですか？

A：受付時間は、午前9時から午後5時までです。

Q 10：申請窓口はどこになりますか？

A：市役所（本庁舎）2階のまち営業課が窓口となります。

Q 11：土曜日もしくは日曜日に受付をしていただけますか？

A：市役所の閉庁日（土曜日・日曜日・祝日）には受付できません。

Q 12：申請書類には、何が必要ですか？

A：・交付申請書(様式第1号)
・リフォーム工事見積書の写し
・対象住宅概要書（住宅の全景写真）（添付様式1-①）（※写真は日付のあるもの）
・施工箇所現況写真（添付様式1-②）（※写真は日付のあるもの）
・施工業者遵守事項同意書（添付様式1-③）です。

Q 13：市内建築業者に申請を依頼したいと思いますができますか？

A：市内建築業者に申請を依頼しても構いませんが、委任状を添付していただきます。

Q 14：リフォーム工事を予定していますが、申し込みの予約はできますか？

A：申し込みの予約はできません。書類を整備した上で申請してください。

Q 15：いつからリフォームの工事を始めたらよいですか？

A：市からの交付決定通知後にリフォーム工事に取り掛かってください。交付決定前に取り掛かった工事については、助成の対象と認められませんので、ご注意願います。

Q16： 11月頃にリフォームに取りかかろうと思うのですが、6月の申請受付開始にあわせ早い段階で申請してもいいのですか？

A：平成30年2月10日までに完了するリフォームであれば、早い段階での申請をしていただいてもかまいません。

Q17：何回でも助成を受けることができますか？

A：同一の申請者又は同一の住宅について、1回限りとなります。

Q18：郵送でも申請できますか？

A：郵送では受付できません。お手数ですが、まち営業課へ申請書類を持参してください。

Q19：工事の途中に変更や中止が生じた場合はどうしたらよろしいですか？

A：変更・中止申請書を速やかに提出してください。なお、施工途中で対象工事費が増額となった場合でも、交付決定額(申請時点での額)を上回ることはできませんのでご注意ください。

《対象となるリフォームについて》

Q20：どのような工事が対象となりますか？

A：市内建築業者が行うリフォームで、建築後1年以上経過している住宅が対象となります。住宅の修繕、補修、模様替え、一部改築、増築などの工事で、50万円以上のリフォームが対象となります。具体的には『助成対象リフォーム工事例』を参照ください。

Q21：自分が所有する賃貸住宅は、リフォームの対象となりますか？

A：対象となりません。この事業は、申請者が居住する住宅のリフォームに対しての助成が目的です。

Q22：消費税は対象となりますか？

A：消費税を含めた工事費が対象となります。

Q23：外構工事は対象となりますか？

A：住宅のリフォームを対象としていますので、外構工事(門扉、ブロック塀、車庫、倉庫、

物置、ウッドデッキ、擁壁等)は、対象となりません。

Q24：2階に設置するベランダは対象となりますか？

A：ベランダの設置は対象となります。庭に設置するウッドデッキ等は対象となりません。

Q25：住宅の取り壊し費用も対象となりますか？

A：リフォームにかかる部分については対象となります。取り壊しのみは対象となりません。

Q26：電化製品等の購入は対象となりますか？

A：例えば、エアコン、テレビ、照明器具、防犯ライト・防犯カメラ、テレビアンテナなどの購入は対象となりません。

Q27：自分でするリフォームは対象となりますか？

A：対象となりません。市内建築業者が施工するリフォームが対象です。

Q28：リフォームに要する経費には、設計費も対象となりますか？

A：設計費は対象となりません。

Q29：助成の対象部分と対象外部分がある場合は、見積書を分ける必要がありますか？

A：分ける必要はありませんが、対象外部分がわかるようにしてください。対象部分の工事費が消費税を含め50万円以上であることが条件です。

Q30：床材の張替時にシロアリ駆除を行う場合は対象となりますか？

A：床材の張替は対象となりますが、シロアリ駆除は対象となりません。

Q31：2世帯住宅のトイレ、台所、浴槽など2カ所ずつある場合、それぞれ別に助成を受けることができますか？

A：2世帯住宅は1つの住宅なのでそれぞれで助成を受けることはできません。本申請においては、1つの住宅、1つのリフォーム工事として、合算した工事費で見積書の提出をお願いします。

Q32：新築は対象となりますか？

A：対象となりません。

Q33：複数の工事をしたいのですが、申請は何回かに分けてできますか？

A：申請は1つの住宅に対し1回限りです。なお、同時に複数の工事を行う場合には、合算して申請することとなります。また、過去に本制度の助成を受けた住宅は対象になりません。

Q34：すでに着工しているリフォームは、対象となりますか？

A：対象となりません。市からの交付決定通知後に着手した工事が対象となります。

Q35：この制度のほかに市の他の補助制度との併用はできますか？

A：介護保険による住宅改修、高齢者住宅の改修に対する助成、障害者に対する助成、建築物の耐震化診断に対する助成及び木造住宅の耐震化工事に対する助成、浄化槽設置に対する助成等で、その補助の対象となる工事費は、この制度の対象工事から除きます。

上記に関する工事であっても、上記の補助の対象とならない部分の工事費は、この制度の対象となります。

Q36：独立した店舗、会社等の事務所をリフォームする場合は対象となりますか？

A：独立した店舗、会社等の事務所のためのリフォームは対象となりません。ただし、店舗や事務所等との併用住宅の場合は、申請者の居住部分及び共用部分は対象となります。

Q37：併用住宅の認められる部分、あるいは認められない部分を詳しく教えてください。

A：併用住宅には申請者の方が居住する居住部分と、店舗や事務所等の非居住部分がございます。さらに、玄関や、屋根、台所などさまざまな共用部分も考えられ、一概には申し上げられません。申請の際に聞き取りさせていただき、居住部分のリフォームはもちろん対象となりますが、非居住部分のリフォームと見なされる場合は対象となりませんのでご了承ください。

《市内建築業者について》

Q38：市内建築業者とはどのような業者ですか？

A：備前市に本社若しくは本店を有する法人又は住所を有する個人事業者で、建築工事関連の業務を営んでいる業者をいいます。

Q39：施工していただく市内建築業者を紹介してもらえますか？

A：市では、特定の業者を紹介することはできません。

Q40：建設業許可を受けていない個人事業主が施工しても助成が受けられますか？

A：備前市に事業所または住所を有する個人事業主の施工であれば、助成を受けることができます。

Q41：リフォーム代金を分割して支払う場合は対象となりますか？

A：代金を全額支払っている方が対象となります。未払いがある場合は対象なりません。

Q42：契約書を結ばない工事だったので、契約書が無いのですが大丈夫ですか？

A：特に契約書は必要ありません。見積書の写し(施工内容や積算内容がわかるもの)でかまいません。

《実績報告について》

Q43：2月10日までにリフォームが完成しません。どうしたらよいですか？

A：2月10日までにリフォームが完成することが条件となっております。必ず2月10日までに工事を完了させてください。完了しない時は、中止届を提出してください。

Q44：実績報告はいつまでに提出すればよいですか？

A：リフォーム完了後14日以内に提出してください。

Q45：実績報告書類は何が必要ですか？

A：・実績報告書(様式第5号)
・リフォーム工事請求明細書の写し
・リフォーム工事代金領収書の写し
・対象工事施工写真(添付様式5-①)(※写真は日付のあるもの)
・対象工事完了写真(添付様式5-②)(※写真は日付のあるもの)
です。

Q46：この制度の申請をしたところ50万円(税込)以上であり、工事内容も助成の対象となっていたが、工事が終わって請求書を見たら49万円(税込)でした。この場

合はどうなりますか？

A：50万円(税込)以下ですので、助成を受けることはできません。工事費用が50万円(税込)以上であることが条件です。見積もり段階で50万円(税込)以上であっても、実際の工事費用が50万円(税込)を下回った場合は対象となりませんのでご注意願います。

《地域振興券について》

Q47：地域振興券の請求はどうしたらいいですか？

A：実績報告が完了してから、市より確定通知書を送付いたします。その後、地域振興券請求書(様式第7号)を送付いたします。平成30年3月1日以降に、押印した請求書を持ってまち営業課までお越しください。

Q48：地域振興券はいつごろ交付されますか？

A：平成30年3月1日から交付します。

Q49：地域振興券の有効期間はいつまでですか？

A：平成30年8月31日までとなっています。早めにご使用願います。

なお、有効期間の過ぎたものの引き取りや、有効期間内でも換金等はできません。

Q50：対象工事費が921,240円(税込)です。地域振興券はいくらですか？

A：対象工事費921,240円 \times 0.2=184,248円となりますが、1000円単位ですので、184,000円分の地域振興券を交付いたします。

※対象工事費が600万円(税込)の場合は、600万円 \times 0.2=120万円となりますが、助成の上限は100万円ですので、100万円分の地域振興券交付となります。

Q51：地域振興券はどこで使えますか？

A：地域振興券が使えるお店の一覧表を地域振興券とともにお渡しします。それでご確認ください。

《その他》

Q52：この制度の流れを教えてください。

A：①申請書の提出（審査） ※平成29年6月1日より

②市から交付決定通知書を送付

③工事着工

- ④工事完成
 - ⑤リフォーム代金支払い
 - ⑥実績報告書の提出 ※リフォーム完了後14日以内
 - ⑦市から確定通知書の送付
 - ⑧市から請求書の送付
 - ⑨地域振興券の請求書の提出 ※平成30年3月1日から
 - ⑩地域振興券の受取
- という流れになります。